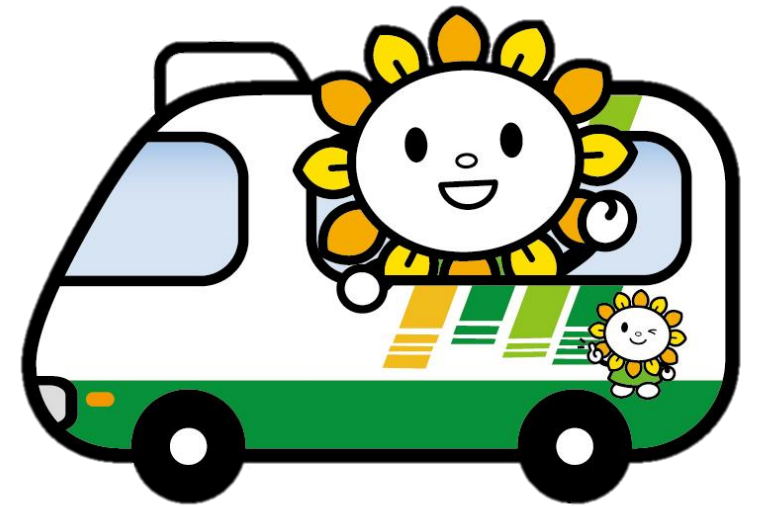
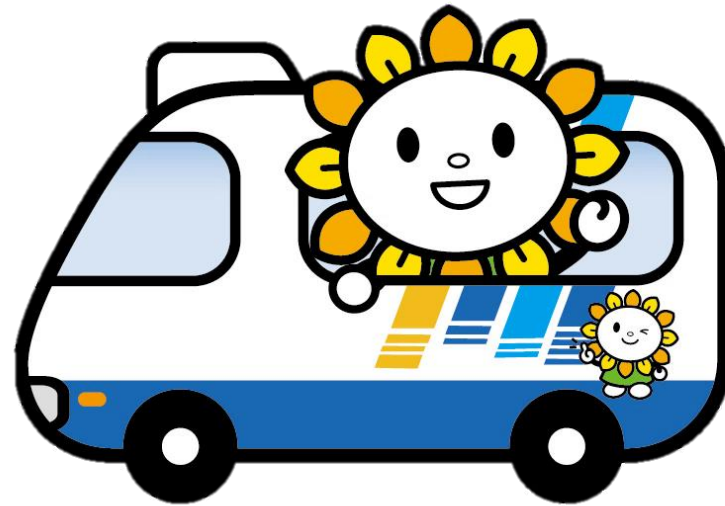


尾張旭市営バス 第4期指定管理者の指定について



指定管理制度とは

民間のノウハウを活用し、公の施設のサービス向上、運営の効率化及び経費の削減等を図ることを目的として、民間事業者等も公の施設を管理運営することができる制度
尾張旭市営バス、スカイワードあさひを始め22施設で導入

「公の施設」

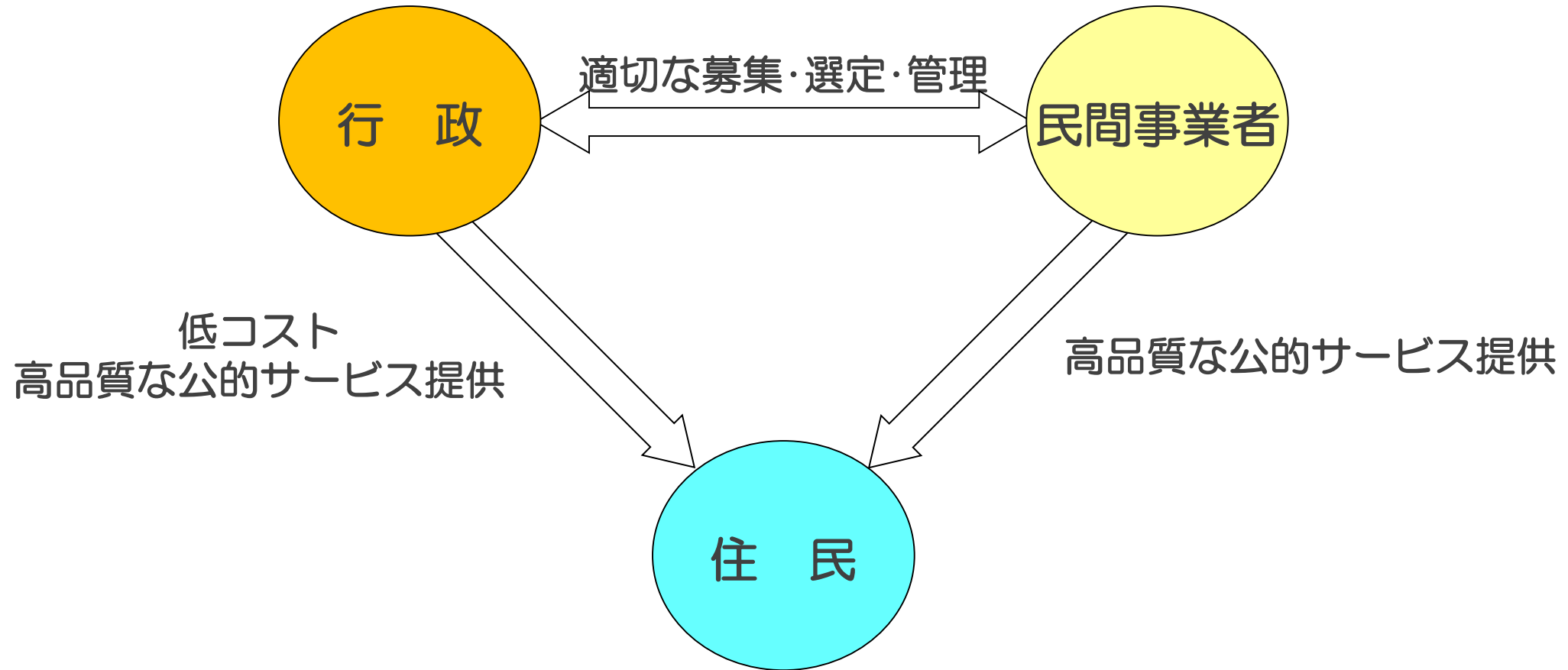
住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために地方公共団体が設置する施設

尾張旭市営バスは「動く公共施設」

指定管理制度のねらい

- ・コスト削減
- ・サービス向上による満足度向上

- ・事業拡大
- ・経済波及効果



- ・高品質な公的サービス享受
- ・行政コスト削減

市営バス指定管理導入状況

指定業者：豊栄交通株式会社（第1～3期）

第1期指定期間

平成20年4月1日～平成25年3月31日（5年間）

第2期指定期間

平成25年4月1日～平成30年3月31日（5年間）

第3期指定期間

平成30年4月1日～令和 5年3月31日（5年間）



公募により第4期（令和5年4月1日～令和10年3月31日）
指定管理者の選定を実施

第4期指定管理者の選定結果

○選定経緯

- 5月 募集開始（告示、広報、HP）、説明会の実施
- 6月 応募受付 ※応募は1団体のみ
- 7月 書類審査、プレゼンテーション、選定の実施
- 8月 仮協定締結
- 9月 市議会へ指定にかかる議案提出、議案の議決
- 10月 告示、本協定締結

○選定結果

豊栄交通株式会社を第4期指定管理者に指定